

第2回オンライン講演会

自分らしい「自立」に向けて

～移行期における相談支援機関の関わりについて～

地域生活支援センターびーと
主任 大久保さらさ

お伝えしたいこと

- 1.成人期を支える福祉サービスについて
- 2.サービス等利用計画の作成について
- 3.成人期を支える私たちが、
支援を通して大切にしていること

1. 成人期を支える福祉サービスについて

ライフステージごとに感じる困りごと

幼少期・学齢期

子どもの発達や子育てについて

余暇活動（放課後や休日に過ごすことができる場など）



成人期

卒業後の福祉サービスの利用について

ご本人の自立につながるサービス・制度の活用について



高齢期

身体や体調の変化に合わせたサービスの利用について

成年後見制度の利用など、権利擁護について



例えば...

「使える制度や福祉サービスの情報が知りたい」



「作業所に通いたい」

「自分に合う日中活動の場を見つけない」



「一人暮らしを始めたい」

「グループホームで生活したい」

「入所施設の申請をしたい」



「友達や職場の人に、自分の気持ちを伝えたいのに、うまく伝わらない」



「休みの日は好きなことをして楽しみたい」



相談窓口

成人期を支える市内の
相談支援機関についてご紹介します



武蔵野市障害者福祉課 基幹相談支援センター

- ・ 全般的な相談窓口として対応
- ・ 福祉サービスを受けるための受給者証を発行
- ・ 地区担当のケースワーカーや看護師がいます

地域生活支援センターびーと（身体・知的）

- ・ 相談支援事業（生活に関するご相談、サービス等利用計画の作成）
- ・ 地域活動支援センター事業（余暇活動・自立につながる活動の提供）
- ・ 市民向け事業（市民向け公開セミナーの開催など）

武蔵野市障害者就労支援センターあいる

- ・ 一般就労している方、これから挑戦したい方への支援

市内には、こんな相談窓口
もあります



ライフサポートMEW（精神）

地域活動支援センターコット（発達・精神）

相談支援事業所せんかわ（知的）

障害者相談支援事業所ほくと（身体・難病）

- ・ 専門相談

 - リハビリ相談

 - 視覚障害相談支援事業

 - 高次脳機能障害相談支援事業（ゆいっと）

相談支援事業所いとのわ（わくらす武蔵野に入所・通所している方）

障害者総合支援法の 障害福祉サービス

武蔵野市内の主な通所施設
その他のサービス について

日中活動で支給される障害福祉サービス

就労移行支援

一般企業への就職を目指す方を対象に、就職に必要な知識やスキル向上のためのサポートをおこなう。

就労継続支援A・B型

一般企業への就職が不安な方に、一定の支援がある職場ではたらく機会を提供する。

A型（雇用契約を結ぶ）

B型（雇用契約を結ばない）

生活介護

介助を必要とする方に対して、食事・排せつ・入浴などの日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援をおこなう。

武蔵野市内の主な通所施設

社会福祉法人武蔵野千川福社会

チャレンジャー、武蔵境ワーキングセンター、八幡作業所、ワークイン関前
（就労継続支援B型）
ワークイン中町、ななほしワークス、千川作業所（生活介護）

社会福祉法人武蔵野

ジョブアシストいんくる（就労移行支援）
ワークセンターけやき（就労継続支援A型）
ワークセンターけやき、武蔵野福祉作業所、ワークステージりぷる（就労継続支援B型）
ワークセンター大地、デイセンターふれあい、デイセンター山びこ、わくらす武蔵野
（生活介護）

NPO法人ゆうあいセンター

ゆうあい製作所（就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護）



生活を支えるその他の福祉サービス



居宅介護 ヘルパーが訪問し、入浴や食事などの身体介助、清掃などの家事援助を行います。

短期入所 短期間の宿泊をします。

ご家族の都合や自立に向けた体験など、原則として目的は問いません。

* なごみの家、井の頭はうすの利用は、武蔵野市単独事業となります。

共同生活援助（グループホーム）

日常生活の支援を受けながら、少人数で共同生活を送ります。

宿泊型自立訓練（通勤寮）

一般就労している方が、一定期間共同生活を送りながら自立を目指します。

施設入所支援（入所施設）

食事や入浴などの日常生活の支援を受け、日中は創作活動などの日中活動に参加します。

*** 地域生活支援事業**

移動支援（ガイドヘルパー） 外出の時にヘルパーが付き添い、必要な支援を行います

日中一時支援 社会経験を重ねる活動や支援を行う事業

障害支援区分

（障害の特性、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの）
の認定が必要なサービス

生活介護、居宅介護、短期入所、
共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援

障害福祉サービスの利用には、
市が発行する「受給者証」とともに、

「サービス等利用計画」

の作成が必要となります。



2. サービス等利用計画の作成について

サービス等利用計画 (計画相談支援)

サービス等利用計画

障害福祉サービスを利用する方を
支援するための総合支援計画
(ご本人の生活全体の計画)

平成24年4月の改正障害者自立支援法
の施行により、福祉サービスを利用す
るすべての方が対象となっています。

ご本人が希望する生活を実現するために、
ご本人やご家族・関係者から得られた情報を
評価（アセスメント）し、具体的な支援を提案する。

- ・ ご本人の力
 - ・ 福祉・医療などの公的サービス
 - ・ ご家族や友人なども含めた公的以外の社会資源
- などを盛り込み、
ご本人をチームとして支え、安定した地域生活を実現していく。



支援の流れ①



18歳の誕生日を迎えるころ もしくは、
就労継続支援B型の利用を希望する方が就労アセスメント
を受ける機会に合わせて



障害者福祉課のケースワーカーとともに、お話を伺います
(生活の状況や今後のご意向、
利用する福祉サービスの希望などについて)



伺った希望を踏まえて、計画を作成します



特別支援学校を卒業！社会人としての一歩を踏み出します
通所を開始する福祉サービスに合わせて、計画を変更します
希望する生活に合わせて、必要なサービスを組み合わせることも
あります

支援の流れ②

ご本人やご家族から希望を伺う



サービスの利用状況や、日常生活の状況、
生活の意向に変わりはないか
について確認する



希望する生活に
必要な支援を利用する

* サービス等利用計画（生活全体の計画）
と利用する事業所が作成する
個別支援計画は連動しています

伺った希望をふまえて
計画を作成する





サービス等利用計画

名前	〇〇	障害支援区分		相談支援事業者名	地域生活支援センターびーと
障害福祉サービス受給者証番号		びーと計画番号		担当者	大久保 さらさ
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号		利用者署名の欄	
計画を作った日	令和3年11月15日	モニタリング期間			

〇〇さん・家族の生活に対するご希望	ご本人「これから仕事を頑張ります」 「楽しいことをやりたい」 母「健康に過ごしてほしい。 ・作業所の利用を続けてほしい。 ・将来はグループホームの利用を考えたい。」
-------------------	--

〇〇さんの目標	必要ことは職員に相談しながら、作業に取り組んでいく。 仕事の疲れをためないよう、適度に気分転換を図っていく。
---------	---

びーとが協力すること	〇〇さんが安心して生活できるように、ご家族や支援者と一緒に手伝います。 利用できる制度やサービスがあれば、〇〇さんやご家族に知らせます。
------------	---

〇〇さん・家族の希望	支援目標	〇〇さんを応援するサービス	〇〇さんが取り組むこと	見直しの時期	家族・支援者と確認すること
1 「これから仕事を頑張ります」(本人) 作業所の利用を続けてほしい。(母)	作業への取り組みを通して、社会人としての技術やマナーを学ぶ。	就労継続支援B型 	△△作業所 作業を覚えて、取り組む。 わからないことや困ったことがある時は、職員に相談する。	令和4年5月	仕事に慣れたら、新たな余暇活動への参加をご家族や支援者と相談する。
2 健康に過ごしてほしい。(母)	病院で診察を受け、元気に過ごす。	通院 	□□病院 病院に行く。 薬を飲む。	令和4年5月	
3 「楽しいことをやりたい」(本人)	休みの日は好きなことをして楽しく過ごす。	移動支援 スペシャルオリンピクス 	A事業所 好きなことを楽しむ。	令和4年5月	
4 将来はグループホームの利用を考えたい。(母)	支援者と安心して過ごす。	短期入所 	B事業所 家では、自分でできる手伝いを続ける。	令和4年5月	

サービス等利用計画を作成する時に必須となる項目

利用者およびその家族の生活に対する意向

総合的な援助の方針

生活全般の解決すべき課題

提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期

福祉サービス等の種類・内容・量

福祉サービス等を提供する上での留意事項

モニタリング期間



3.成人期を支える私たちが、
支援を通して大切にしていること

支援を通して大切にしていること

①ご本人が自ら経験を重ねることを大切にする



本人のもつ内発的な力が高まり、自分自身で生活をイメージし、自立に向けた力が得られる（エンパワメント）

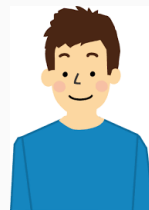
②同じものを一緒にみて、一緒に考える（伴走型支援）
ご本人にとって「安心」「安全」と思える存在に…。

③ご本人の強みを活かした支援

④ご本人を応援するチームとしての繋がりをつくる



自分らしさを大切にした「自立」



ご清聴ありがとうございました

(参考) びーとの事業について

利用できる人：武蔵野市に住んでいる18歳から64歳までの方

(障害者手帳の有無は問わない)

利用時間：月～土 午前9時30分～午後6時

主な事業：相談支援事業

地域活動支援センター事業

市民向け事業